

成年年齢引下げへの対応に 関する意見

2016年11月29日
経済基盤本部

はじめに

- 経済界としては、適正な消費者取引の維持・推進に向け、消費者契約法、景品表示法など消費者法制の周知を図るとともに、社会的に有用で安全な商品・役務の開発・提供による消費者・顧客の満足と信頼の獲得に努めてきた。
- 以下、経団連の消費者政策に関する取り組みを紹介するとともに、成年年齢が引下げられた場合の対応について、現時点における考え方を示す。

1. 消費者政策に関する経団連の取り組み

(1) 「企業行動憲章」および「企業行動憲章実行の手引き」の策定

- 経団連では「企業行動憲章」を策定し、10の原則を定めているが、その中で「消費者・顧客の満足と信頼を獲得する」ことを第一に掲げている。
- また、「企業行動憲章」の各原則については、「企業行動憲章実行の手引き」において、「基本的心構え・姿勢」や「具体的アクション・プランの例」を示し、会員企業における取組を促進している。

<ご参考>企業行動憲章

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の中外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。

(以下、略)

<ご参考>企業行動憲章実行の手引き（抜粋）

1-3 消費者・顧客に対し、商品・サービスに関する適切な情報を提供するとともに、消費者の自立的な選択や判断を支援するための啓発活動に努める。

《基本的心構え・姿勢》

消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、企業は、必要な情報をわかりやすく提供する。まずは、消費者・顧客に対し、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、農林物資の規格化及び品質表示の適正に関する法律（JAS法）、食品衛生法、その他の関係法令に従い、商品・サービスに係る情報を適正に表示することはもちろん、消費者・顧客の立場に立って、必要な情報を適切かつわかりやすい方法で積極的かつ自主的に提供するよう努める。その他、商品・サービスの利用にあたり、通常予測される危険性についても、適切な説明を適時に行う。

加えて、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大や持続可能な社会の構築などに寄与すべく、政府・地方公共団体や消費者団体、NPO・NGOなどとも適宜連携しながら、企業・業界団体として、消費者の啓発活動などにも取り組むよう努める。

«具体的アクション・プランの例»

- (1) 消費者・顧客に対し、商品・サービスの内容や取り扱いなどに係る情報を適切かつわかりやすく表示し、説明する。
- ① 関係法令に則った適正な表示を行う。
 - ② 関係業界団体のガイドラインなどに基づき情報を提供する。
 - ③ 商品・サービスの安全で正しい利用法などに係る情報をわかりやすく提供する。
 - ④ 本来の目的から逸脱した利用法や危険な利用法に対する「注意」「警告」「危険」などの表示を充実する。
 - ⑤ 図解や写真、動画などを用いて視覚に訴える説明書を作成する。
 - ⑥ 高齢者や子ども、障がい者、外国人などに配慮し、視覚や聴覚に訴えた表現方法や新しいメディアの活用、多言語による説明などを実施する。
 - ⑦ 商品・サービスの販売を行う者やメンテナンス・アフターサービスなどに係わる企業・組織などに対し、消費者・顧客に対するわかりやすい説明や店頭表示などに関する指導を徹底する。
 - ⑧ 金融商品に関し、リスクに係る情報や投資家保護に係る情報などを適切に説明する。
- (2) 消費者・顧客の選択や使用に役立つ有益な情報を自主的に開示する。
インターネットなどを活用し、環境関連情報や安全に係る情報など、商品・サービスに係る情報を自主的かつ積極的に提供する。
- (3) 政府や消費者団体、NPO・NGOなどと適宜協力しながら、業界団体とも連携して、消費者の啓発活動に自主的に取り組む。
消費者が商品・サービスに係る情報などについての理解を深めることができるように、企業自らの事業分野や特性などに応じて、安全、環境・エネルギー、科学、食育、金融、キャリア形成などに係る啓発活動などに適宜取り組む。
- ① 商品の正しい使い方や誤使用に関する情報について、関係当局が主催する活動に積極的に参画する。製品安全文化の定着に貢献する。
 - ② 政府・地方公共団体や教育機関、NPO・NGOなどと適宜協力しながら、学校などへの出前授業や各種教室・学習会、公開講座、寄付講座などを実施する。
 - ③ 自社ならびにグループ企業などにおける工場見学の実施や教育・啓発施設の運営などに取り組む。
 - ④ わかりやすいパンフレットや教材などを作成する。

(2) 消費者志向経営の推進（消費者政策委員会の活動）

- 経団連では、消費庁が進める「消費者志向経営」の推進活動に取り組んでいる。
- 具体的には、消費者関連専門家会議（A C A P）との共催で「消費者志向経営トップセミナー」を開催するなど、会員企業に対して消費者志向経営の呼びかけを行っている。また、10月からは消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）の運営会議の構成員※にもなっており、消費者志向経営の更なる普及に向け、取り組んでいる。

※他の構成員は事業者団体として公益社団法人経済同友会、公益社団法人消費者関連専門家会議、一般社団法人日本ヒープ協議会、消費者団体として一般社団法人全国消費者団体連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、行政として消費者庁

<ご参考>最近の取組事例

取組	概要
消費者政策委員会 企画部会	<p>【日 時】2016年1月28日（木）10時～11時30分 【場 所】経団連会館 【プログラム】 意見交換 「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」の 検討状況について 消費者庁消費者調査課長 澤井景子氏</p>
消費者志向経営トップセミナー	<p>【日 時】2016年2月10日（水）14時～17時 【場 所】経団連会館 【プログラム】 来賓あいさつ 松本文明内閣府副大臣 基調講演「お客様の声を聴く～品質No.1 経営を目指して～」 大社 啓二氏 [日本ハム株式会社取締役専務執行役員] パネルディスカッション「企業の消費者志向経営の促進に向けて ～企業・行政・消費者の役割～」 コーディネーター：松本恒雄氏（国民生活センター理事長） パネリスト：板東久美子氏（消費者庁長官）、 河野康子氏（全国消費者団体連絡会事務局長）、 鈴木一末氏（全日本トラック協会引越部会部会長）、 坂倉忠夫氏（消費者関連専門家会議理事長） ※次回は2017年2月10日に経団連、A C A P、消費者庁で共催予定</p>
消費者政策委員会	<p>【日 時】2016年12月8日（木）13時15分～14時 【場 所】T K P東京駅大手町カンファレスセンター 【プログラム】 来賓あいさつ 消費者庁長官 岡村和美氏 講演「消費者志向経営の推進活動について」（仮題） 消費者庁審議官 福岡徹氏</p>

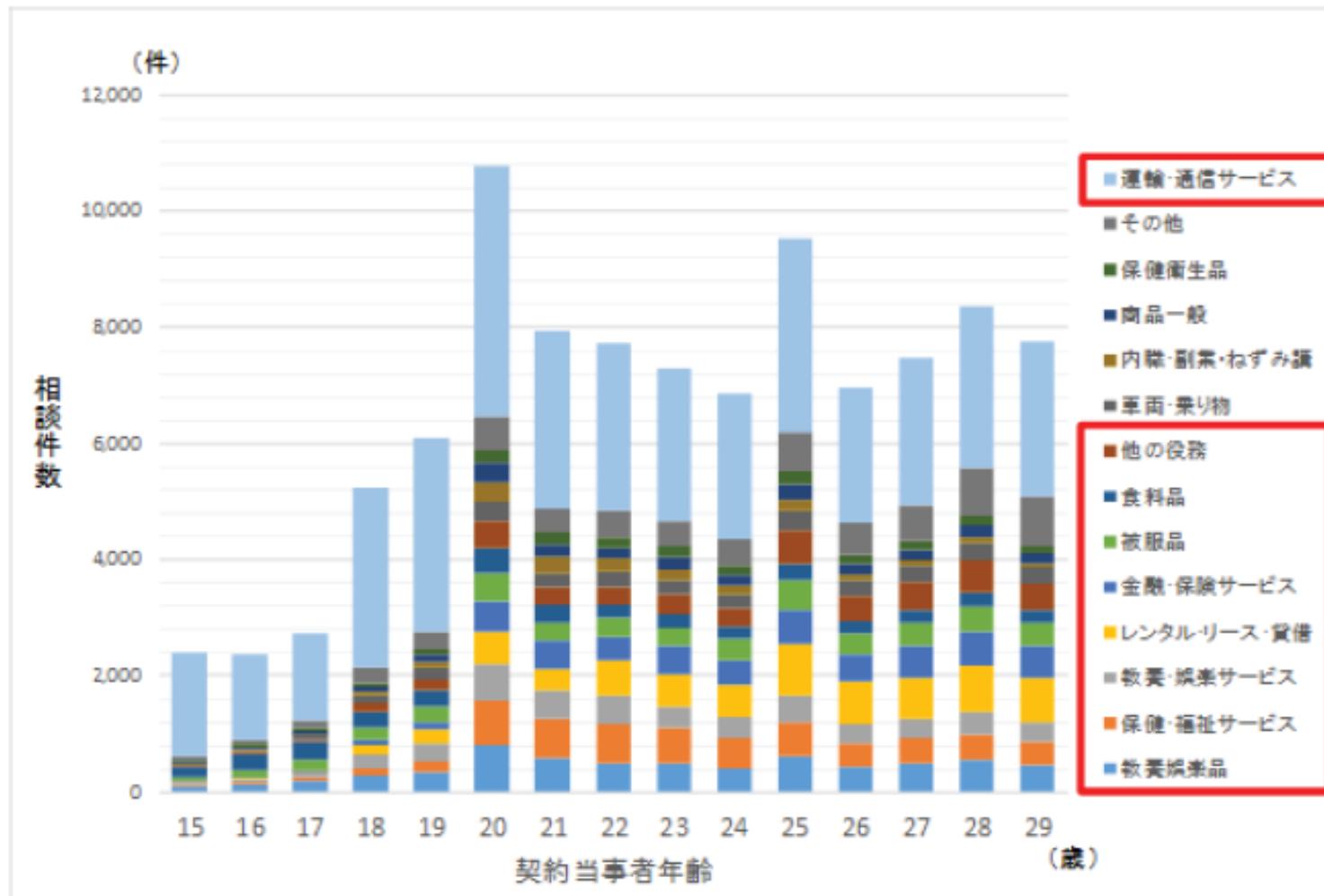
2. 成年年齢が引き下げられた場合の対応

(1) 文部科学省・消費者庁・学校等と連携した消費者教育の推進

- 消費者委員会による「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言（2016年6月）」によれば、成年年齢に達する20歳だけでなく、未成年者契約取消の対象となる18歳であっても就職や大学入学等による環境変化を機に相談件数が急増している。このことを踏まえれば、成年年齢の引下げの有無に関わらず、文部科学省・消費者庁等が連携し、18歳になるまでの小・中・高校における消費者教育の更なる充実が必要であると考える。
- その際、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループでの紹介事例や議論を踏まえ、若年層に多くみられる消費者トラブルに焦点をあわせたメリハリある消費者教育の強化を提言していくのが有効ではないかと考える。

<ご参考>若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言（2016年6月）〔抜粋 P.12〕

図 若年層の相談件数¹⁰（平成 27 年度）



¹⁰ PIO-NET に登録された消費生活相談情報（平成 27 年度に受け付け、平成 28 年 4 月 30 日までに登録された相談件数）

¹¹ 契約当事者年齢について、相談受付の際に「20 代半ば」等と詳細な年齢の説明が無かった場合、20 歳または 25 歳と登録される場合がある。

(2) 経済界としての対応

- 若年層への消費者教育について、政府、関係業界と協力して積極的に推進することが考えられる。
- 現在、経団連では、関係団体である経済広報センターのホームページにおいて、小・中・高校関係者に向けて、会員企業・団体が提供している「出前授業」「工場や施設の見学会」「体験教室」「教材提供」など学校教育に活用できるプログラムの情報を紹介している。
これらのプログラムの中には、金融教育プログラム等消費者教育に資するものも含まれており、活用できるものと考える。

<ご参考> 経済広報センター ホームページ

一般財團法人

経済広報センター

[サイトマップ](#)

[お問い合わせ](#)

[English](#)

サイト内検索

検索

文字サイズ

小

中

大

経済広報センターについて [ニュースリリース](#) [講演会・シンポジウム](#) [出版・刊行物](#) [調査報告](#)

企業の姿を社会へ

社会の声を企業へ

企業の広報を知る

社会広聴会員の皆様へ

学校・教育関係の皆様へ

広報担当者の皆様へ

経済広報センタートップページ > [学校・教育関係の皆様へ](#) > 小・中・高校関係者への活動

- [社会広聴会員の皆様へ](#)
- [学校・教育関係の皆様へ](#)
- [広報担当者の皆様へ](#)



学校・教育関係の皆様へ

内外の教育関係者へ企業の今を伝えるために活動をしています

[小・中・高校関係者への活動](#)

[大学関係者への活動](#)

[海外教育関係者への活動](#)

[活動に関するお問い合わせ](#)

教員の民間企業研修

夏休み期間中に小・中・高校の先生に企業活動を実体験していただき、その体験や見聞を、明日の日本を担う子どもたちへ伝えいただくプログラムです。

金融教育をサポート

金融団体が実施している中学生・高校生を対象にした教育支援プログラムを紹介しています。

- [『金融教育プログラム活用ガイド』](#)

企業・団体が提供する教育支援プログラムの活用をサポート

企業・団体が提供している「出前授業」「工場や施設の見学会」「体験教室」「教材提供」など学校教育に活用できるプログラムの情報を紹介しています。

- [企業の教育支援ガイド](#)

経済広報センターホームページの「企業広報プラザ」掲載の「企業の文化施設ガイド」から、理工系施設の情報を抜粋して紹介しています。

- [行って見て体験していろいろな企業の施設－企業の理工系施設ガイド－](#)

(3) 留意点

- 成年年齢が引下げられていない現段階においては、その影響は測りきれないものの、消費者教育の更なる充実を図ることは有効であると考える。それに加え、更なる施策が必要かどうかについては、その効果を見極めた上で、慎重に検討すべきである。
- その際、「取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とした法制審議会の意見等が没却されないことが重要である。また、健全な事業活動と、健全な若年層の消費活動を阻害しないようにすることが必要である。